

令和7年度 部活動に係る活動方針

令和7年4月

さいたま市立常盤中学校

1 はじめに

常盤中学校の部活動は、令和4年12月にスポーツ庁及び文化庁が策定した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」および平成30年8月にさいたま市教育委員会が策定した「さいたま市部活動の在り方に関する方針」を受け、多様な学びの場として活動を行い、楽しさや喜び、達成感を味わい、豊かな心を育むとともに、目指す生徒像「元気に、笑顔で、真摯に、活動する生徒」の育成に向けて、活動方針を以下に定める。

2 適切な運営のための体制整備

(1) 年間の活動計画の策定等

ア 部活動の顧問は、毎月の活動計画（活動日時・場所・休養日及び大会参加等）を前月の20日までに作成し、校長に提出する。

生徒及び保護者にも、上記と同様に活動計画を前月の20日までに配付する。

イ 校長は、活動方針及び共通休養日を4月末日までに学校のホームページへの記載等により公表する。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒や教員の数、指導内容の充実、生徒の安全確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から、円滑に部活動を実施できるようにする。

イ 校長は、部活動顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教員の他の校務分掌に留意し、学校全体として適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

ウ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教員及び生徒の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

3 部活動の適切な休養日の設定について

(1) 休養日の設定や活動時間は以下を基準とする。

ア 学期中は、週当たり2日以上以上の休養日を設ける。（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会・コンクール等への参加等で両日活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）

イ 市中学校体育大会、市新人体育大会、公的コンクール等の1か月前からは、生徒の健康管理も考慮した上で、週1回の休みとしてもよい。

＊上位大会出場（県大会、関東大会、全国大会等）の場合も同様とする。

ウ 長期休業中は、3（1）アにある設定に準じ、学校閉庁日（5/1、8/12～8/18、11/14、1/5）及び年末年始（12/29～1/3）は休養期間とする。ただし、関東・全国大会及び公式大会等に出場する部活については、この限りではない。

エ 1日の活動時間は、平日2時間程度、休業日は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。（競技団体主催大会や練習試合等でこの時間を超える場合は、事前に保護者の了承を得る。）

オ 部活動顧問の事情で土曜日、日曜日に活動が困難な場合は、部活動保護者会で説明し、平日のみの活動も認める。

(2) 部活動の特性や実態により年間を通した長期的な視点で活動時間や休養日を設定する必要がある場合は（1）の休養日数と同数以上になるように設定し、校長の承諾を得て、年度当初の部活動保護者会で保護者の了承を得る。

- (3) 部活動顧問は、休養日の設定に当たって、部活動保護者会で説明し、要望なども取り入れながら設定する。また、部活動等を欠席したい旨の申し出があった場合についても、適切に対応する。

4 活動計画

(1) 活動日時

ア 平日

- ・活動曜日 月・火・水・木・金（1日以上休養日を設定）
- ・活動時間 原則2時間程度

月	下校時刻（活動終了時刻）	体育館活動時および公式戦1か月前
3月～9月	18:00（17:45）	18:30（18:15）
10月新人戦 終了前 終了後	18:00（17:45）	18:30（18:15）
	17:30（17:15）	18:00（17:45）
11月～1月	17:00（16:45）	17:30（17:15）
2月	17:30（17:15）	18:00（17:45）
(1) 下校時刻が延長される場合（上記右側の下校時刻） ア 体育館活動時（通年）…体育館部活が体育館フロアの割当がある場合 イ 公式戦1か月前…下記公式戦の1か月前から大会終了まで （運動部…学校総合体育大会、新人体育大会、夏季大会、冬季大会及びその上位大会） （文化部…公的コンクールなど、運動部の公式戦に準ずると判断されるもの） (2) 注意事項 ・顧問がつくこと ・活動場所以外に入らないこと ・他部活の生徒を待たせないこと ・校門の送り出しまで顧問が時間内に行うこと ・昼までに、部活動連絡黒板にカードを貼ること ・事前に月の予定表等で保護者へ周知すること		
その他 ・新人戦（県大会合）終了後順次17:30下校。文化部は10月2週目から17:30とする。 ・県大会に出場した場合は10月が18:30まで、11月が18:00までとする。 ・4時間授業の日は、上記に関わらず17:00を完全下校時刻とする。（延長は行わない）		

イ 朝練習

活動時間を7:30～8:05とし、必ず顧問が付いて活動すること。7時より前に登校しない。

ウ 休日

- ・土曜日、日曜日のうち、いずれか1日以上休養日を設定する。活動時間は原則3時間程度。

エ 長期休業中

- ・3(1)アの設定に準じ、学校閉庁日(5/1、8/13～8/19、11/14、12/27)及び年末年始(12/28～1/3)は休養期間とする。

オ 部活動の特性や実態により年間を通した長期的な視点で活動時間や休養日を設定する必要がある場合は3(1)アの休養日数と同数以上になるように設定し、校長の承諾を得て、年度当初の部活動保護者会で保護者の了承を得る。

カ 定期テストの1週間前からテスト前日まで活動を中止する。公式戦等を控え、活動の必要がある場合は、事前に校長の承諾を得て、保護者の了承を得る。

キ 活動計画は事前に校長の承認を得て、前月20日までに生徒及び保護者へ配付する。